

計算書類

2025年12月期（第12期）

自 2025年1月1日

至 2025年12月31日

ビットバンク株式会社

貸借対照表

2025年12月31日 現在

ビットバンク株式会社

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	604,234	【流動負債】	592,536
現金及び預金	12,365	利用者からの預り金	57,194
預託金	53,574	利用者からの預り暗号資産	514,791
暗号資産	536,151	その他の預り暗号資産	71
前払費用	180	受入保証金	273
未収還付法人税等	193	受入保証暗号資産	325
未収消費税等	177	短期借入金	1,000
信用取引貸付金	1,006	借入暗号資産	18,245
信用取引貸付暗号資産	498	未払金	452
その他	86	未払費用	161
貸倒引当金	△0	未払法人税等	1
【固定資産】	1,096	預り金	18
有形固定資産	145	【固定負債】	19
建物	1	繰延税金負債	19
工具、器具及び備品	19	負債の部合計	592,555
建設仮勘定	123	純資産の部	
無形固定資産	111	科目	金額
ソフトウェア	90	【株主資本】	12,733
ソフトウェア仮勘定	21	資本金	76
投資その他の資産	840	資本剰余金	8,623
投資有価証券	386	資本準備金	8,623
関係会社株式	55	利益剰余金	4,034
関係会社出資金	181	その他利益剰余金	4,034
差入保証金	191	繰越利益剰余金	4,034
長期前払費用	21	【評価・換算差額等】	36
その他	3	その他有価証券評価差額金	36
		【新株予約権】	4
		新株予約権	4
		純資産の部合計	12,775
資産の部合計	605,330	負債・純資産の部合計	605,330

損益計算書

自 2025年1月1日

至 2025年12月31日

ビットバンク株式会社

(単位：百万円)

科目	金額	
【営業収益】		
受入手数料	3,051	
信用取引受取利息	105	
暗号資産売買等損益	2,651	
その他	6	5,815
【営業費用】		
支払手数料	100	
借入暗号資産支払利息	188	
販売費及び一般管理費	6,497	6,785
営業損失 (△)		△970
【営業外収益】		
受取利息	177	
新株予約権戻入益	0	
助成金収入	2	
雑収入	14	194
【営業外費用】		
支払利息	26	
投資事業組合運用損	76	
その他	1	103
経常損失 (△)		△880
税引前当期純損失 (△)		△880
法人税、住民税及び事業税	3	
法人税等還付税額	△175	
法人税等調整額	△12	△183
当期純損失 (△)		△696

株主資本等変動計算書

自 2025年1月1日

至 2025年12月31日

ビットバンク株式会社

(単位：百万円)

	株主資本				評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		株主資本合計			その他有価証券 評価差額金
		資本準備金	その他利益剰余金					
			繰越利益剰余金					
当期首残高	51	8,598	4,730		13,379	42	5	13,427
当期変動額								
新株の発行	25	25			50			50
当期純損失			△696		△696			△696
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）						△5	△1	△6
当期変動額合計	25	25	△696		△645	△5	△1	△652
当期末残高	76	8,623	4,034		12,733	36	4	12,775

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資

組合契約等に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法を採用しております。

2. 暗号資産に関する会計処理の方法

(1) 暗号資産の期末評価

① 活発な市場が存在するもの

期末日の市場価格に基づく価額をもって暗号資産の貸借対照表価額とし、帳簿価額との差額は暗号資産売買等損益として処理しております。

② 活発な市場が存在しないもの

取得原価をもって貸借対照表価額としております。

(2) 利用者からの預り暗号資産に関する会計処理

利用者から預託を受けた利用者からの預り暗号資産は、貸借対照表上の資産として計上し、これと同額を負債として計上しております。

(3) 暗号資産の取引に関する損益

暗号資産の取引に関する損益(評価損益を含む)は、損益計算書上、純額で暗号資産売買等損益に表示しております。

(4) 暗号資産の信用取引に関する勘定科目及びその会計処理

① 信用取引貸付金

信用取引にかかる金銭の貸付については、信用取引貸付金に計上しております。

② 信用取引貸付暗号資産

信用取引にかかる暗号資産の貸付については、信用取引貸付暗号資産に計上しており、貸し付けた暗号資産はすべて活発な市場が存在することから市場価格に基づく価額をもって貸借対照表に計上しております。

③ 貸倒引当金

信用取引貸付金及び信用取引貸付暗号資産に対して貸倒引当金を計上しております。計上基準については、4. 引当金の計上基準をご参照ください。

④ 受入保証金

信用取引の保証金として受け入れた金銭については、受入保証金に計上しております。

⑤ 受入保証暗号資産

信用取引の保証金として受け入れた暗号資産については、受入保証暗号資産に計上しており、受け入れた暗号資産はすべて活発な市場が存在することから市場価格に基づく価額をもって貸借対照表に計上しております。

⑥ 信用取引受取利息

信用取引に関して顧客に貸し付けた金銭及び暗号資産に係る受取利息については、信用取引受取利息に計上しております。

(5) ハードフォークによるスプリット又はエアードロップにより新たに暗号資産を取得した際の会計処理

ハードフォークによるスプリット又はエアードロップにより取得した暗号資産は、国内外の主要なカウンターパーティの取扱いにより、売買換金が可能と判断した時点をもって資産(負債)を認識しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10～15年
工具、器具及び備品	4～8年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

自社利用のソフトウェア	5年(社内における見込利用可能期間)
-------------	--------------------

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金

信用取引貸付金及び信用取引貸付暗号資産の貸倒損失に備えるため、一般債権については合理的に見積もった貸倒率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

外貨建有価証券(その他有価証券)は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部におけるその他有価証券評価差額金に含めております。

6. 収益及び費用の計上基準

受入手数料は、主に当社が運営する暗号資産の取引所「bitbank.cc」において、暗号資産の売買の媒介を行うことにより利用者から受け入れる手数料であり、当社は暗号資産の売買取引を仲介する履行義務を負っております。当該履行義務は暗号資産の売買取引の約定時に充足されるものであり、当該約定時点において収益を計上しております。

なお、暗号資産売買等損益については、収益認識会計基準の対象外であります。

7. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

グループ通算制度を適用しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 2022年10月28日)及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日)を、を当事業年度の期首から適用しております。これによる計算書類への影響はありません。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 63 百万円
2. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務
区分表示されたもの以外で関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は次のとおりです。
関係会社に対する金銭債権 8 百万円
関係会社に対する金銭債務 26 百万円
3. 取締役に対する金銭債務 55 百万円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高
販売費及び一般管理費 3 百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度末日における発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	56,750 株	2,430 株	- 株	59,180 株
A種優先株式	15,000 株	- 株	- 株	15,000 株
B種優先株式	21,430 株	- 株	- 株	21,430 株

(変動事由の概要)

普通株式の増加は次のとおりであります。

1. 新株予約権の権利行使による増加 2,430 株
2. 当事業年度末日における当該株式会社が発行している新株予約権(行使期間の初日が到来していないものを除く)の目的となる株式の数
普通株式 4,664株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産の発生の主な原因は、税務上の繰越欠損金及びソフトウェアに関する金額であります。全額評価性引当額を計上しており繰延税金資産の計上額はありません。また、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金であります。
2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理
当社はグループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合

の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(金融商品に関する注記)

3. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については元本の安全性を第一とし、流動性、収益性、リスク分散を考慮した運用を行うものとしております。また、資金調達についてはファンドからの借入により資金を調達しております。

(1) 金融商品の内容及びそのリスク

預託金は、主として関連法令の要求に基づき利用者からの預り金を信託銀行に信託している預託金であり、信託銀行が破綻しても信託法によりその財産は保全されることになっております。信用取引貸付金は信用取引にかかる利用者への金銭の貸付であり、利用者の信用リスクに晒されております。未収入金等の営業債権等は、取引先の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主として株式、組合出資金等であり、事業推進目的で保有しており、発行体の信用リスクのほか、発行体の投資先の信用リスクや市場リスク(価値変動リスク)にも晒されております。差入保証金は、主にオフィスに関する不動産賃貸借契約に基づき差し入れた敷金であり、相手先の信用リスクに晒されております。

利用者からの預り金及び受入保証金は、利用者からの一時的な預り金であり、市場変動リスクには晒されておられません。未払金等の営業債務等は、大部分を翌月現金又は預金にて支払っております。

(2) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

信用取引貸付金については社内規程に基づき、当初貸付額及びその後のマーケットの変動に応じて相当額の担保を利用者より受け入れることとし、日々与信管理を行う体制を整備しております。

営業債権等については管理部門が定期的に相手先毎の残高を把握しており、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握に努めリスクの軽減を行っております。

市場性のない投資有価証券については定期的に発行体の財務状況の把握を行うと共に、発行体の投資先の状況についても確認を実施することで、投資価値の回収に努めております。

② 流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

適時に資金繰り計画を作成・更新する方法により管理しております。また、金融機関との当座勘定貸越契約により一時的な資金需要への余力を確保するほか、ファンドを通じた借入により事業運営資金を確保することによって手許流動性の維持を図り、流動性リスクを管理しております。

③ 市場リスク(市場価格、為替の変動に係るリスク)の管理

当該リスクに関しては、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握することで減損懸念の早期把握や軽減を図っております。また、外貨建証券の為替リスクにつきましては、定期的に為替変動による影響額をモニタリングしております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

4. 金融商品の時価等に関する事項

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
差入保証金	191	174	△16

※1 「現金及び預金」、「預託金」、「未収還付法人税等」、「未収消費税等」、「信用取引貸付金」、「利用者からの預り金」、「受入保証金」、「短期借入金」、「未払金」、「未払費用」、「未払法人税等」及び「預り金」については、現金であること、または短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

また、貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-16項に定める取扱いに基づき、時価開示の対象とはしていません。

※2 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

(単位:百万円)

区分	貸借対照表計上額
投資有価証券(非上場株式)	222
関係会社株式	55
関係会社出資金	181

(注)非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

※3 貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の貸借対照表計上額

(単位:百万円)

区分	貸借対照表計上額
投資有価証券(組合出資金等)	163

(注)組合出資金等については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報については、「個別注記表(重要な会計方針に係る事項に関する注記)6.収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報に関する注記)

(1) 1株当たり純資産額 76,376 円 65 銭
 (2) 1株当たり当期純損失 △ 12,005 円 00 銭

(その他の注記)

1. 暗号資産に関する注記

(資金決済法における暗号資産の会計処理等に関する当面の取扱いの適用)

当社は、資金決済に関する法律(平成21年法律第59号)における暗号資産を保有しております。

(1) 暗号資産の貸借対照表計上額

	貸借対照表価額 (百万円)
保有する暗号資産(預託者等から預かっている暗号資産を除く)	20,963
預託者から預かっている暗号資産	514,791
その他の預り暗号資産	71
受入保証暗号資産	325
合計	536,151

(2) 保有する暗号資産の種類ごとの保有数量及び貸借対照表計上額

①活発な市場が存在する暗号資産

種類	保有数量	貸借対照表価額 (百万円)
ビットコイン(BTC)	862	11,871
ライトコイン(LTC)	6,322	77
リップル(XRP)	17,441,728	5,071
イーサリアム(ETH)	4,858	2,266
モナコイン(MONA)	434,840	5
ビットコインキャッシュ(BCC)	1,919	178
ステラルーメン(XLM)	4,153,319	132
クアンタム(QTUM)	106,287	23
ベーシック・アテンション・トークン(BAT)	1,250,876	40
オーエムジー(OMG)	133,807	1
シンボル(XYM)	9,889,381	7
チェーンリンク(LINK)	43,179	83
スカイ(SKY)※	4,993,198	45
ボバネットワーク(BOBA)	607,588	3
エンジンコイン(ENJ)	342,225	1
ポリゴンエコシステムトークン(POL)	1,322,006	20
ポルカドット(DOT)	56,803	16
ドージコイン(DOGE)	13,304,191	254

種類	保有数量	貸借対照表価額 (百万円)
アスター (ASTR)	9,441,827	14
カルダノ (ADA)	1,701,439	92
アバランチ (AVAX)	19,541	38
アクシーインフィニティ (AXS)	14,973	1
フレア (FLR)	18,007,003	28
ザ・サンドボックス (SAND)	457,331	7
ガラ (GALA)	4,955,292	4
チリーズ (CHZ)	1,532,181	10
エイプコイン (APE)	43,868	1
オアシス (OAS)	4,149,293	1
ディセントラランド (MANA)	190,289	3
ザ・グラフ (GRT)	1,330,784	7
レンダー (RENDER)	84,775	17
ビルドアンドビルド (BNB)	848	113
ダイ (DAI)	865,443	135
オブティミズム (OP)	49,762	2
アービトラム (ARB)	253,622	7
クレイトン (KLAY)	246,687	2
イミュータブルエックス (IMX)	87,195	3
マスクネットワーク (MASK)	41,536	3
ソラナ (SOL)	14,878	290
サイバー (CYBER)	15,930	2
ترون (TRX)	954,180	41
ライブピア (LPT)	5,534	2
コスモス (ATOM)	13,264	3
スイ (SUI)	102,323	22
その他	-	1
合計		20,963

※ メイカー (MKR) は、2025年9月18日にスカイ (SKY) へ移行いたしました。

②活発な市場が存在しない暗号資産
該当事項はありません。

2. 金額の表示単位の変更
当事業年度より金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。

独立監査人の監査報告書

2026年2月19日

ビットバンク株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 勝 島 康 博

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高 山 朋 也

<計算書類等監査>

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ビットバンク株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、当事業年度の会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、それぞれ 68,550 千円及び 5,300 千円である。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上